

告示第 1049 号

令和 8 年 9 月 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島都市計画事業桜川第二地区土地区画整理事業に係る保留地処分的一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島都市計画事業桜川第二地区土地区画整理事業に係る保留地処分的一般競争入札を実施することについて、この入札に参加する者に必要な資格及び入札に関する内容を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定めたので、同条第 2 項及び同令第 167 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 60 年規則第 25 号）第 3 条の規定に基づき下記のとおり公告します。

記

1 入札に付する事項

別紙「物件一覧」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）を滞納していない者であること。
- (3) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団対策法第 2 条第 2 号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したなどと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 入札物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ 入札物件を、契約締結の日から5年を経過する日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。

）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

3 入札参加申込み、資格審査等

(1) 入札参加申込書等の交付及び受付期間等

ア 用紙の交付

令和8年9月1日（火）から同年10月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ 受付期間

令和8年10月1日（木）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ウ 用紙の交付及び受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

エ 用紙の交付場所、受付場所及び問い合わせ先

9に記載のとおり

オ 提出書類

(ア) 入札参加申込書（様式あり）

(イ) 物件確認書（様式あり）

(ウ) 登記簿謄本若しくは登記事項証明書（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）

(エ) 鹿児島市発行の鹿児島市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）に滞納がないことの証明書

(オ) 国民健康保険税納税証明書（滞納がないことの証明）（該当者のみ）

カ その他入札に関する詳細な事項は、別に定める鹿児島都市計画事業桜川第二地区土地区画整理事業に係る保留地処分的一般競争入札実施要領による。

(2) 資格審査

入札参加申込みをした者の資格を審査し、適当と認めたときは、入札参加資格確認通知書を交付する。

4 入札の方法等

(1) 入札執行の日時

令和8年12月1日（火）から同月3日（木）まで
日時の詳細は、入札参加資格者に対して別途通知する。

(2) 入札の場所

鹿児島市谷山中央五丁目26番7号
鹿児島市建設局都市計画部谷山都市整備課大会議室

(3) 開札

即時開札とする。

(4) 落札者の決定方法

開札の結果、市の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

5 入札保証金に関する事項

(1) 見積る入札金額の100分の5以上に相当する金額（1円未満の端数は切り上げる。）

を、現金により、入札開始前までに納付すること。

(2) 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとする。

6 入札の無効に関する事項

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 2に掲げる資格のない者のした入札

(2) 入札金額が予定価格に満たない入札

(3) 同一物件に対し2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(4) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人としてした入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札者の記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札

(10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 その他処分に関する事項

(1) 所有権移転登記

所有権移転登記は、契約代金完納後に鹿児島市が直接行う。なお、所有権移転登記に要する登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、契約者の負担とする。

(2) 用途の制限

契約締結の日から5年を経過する日までの間、風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に使用してはならない。また、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。これらに違反した場合は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として鹿児島市に支払わなければならない。

(3) 契約の解除

鹿児島市は、契約者が規則若しくは契約条項に違反したとき、又は契約者から契約解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、契約保証金は還付しない。

8 契約者のなかった物件の取扱い

本件の一般競争入札において契約の相手方が決定しなかった物件は、令和9年3月以後、先着順による随意契約を実施する。

9 問い合わせ先

鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

鹿児島市建設局都市計画部谷山都市整備課

電話 099-803-9662

物件一覧（15 件）

保留地番号	所在地	地目	地積	予定価格	物件の所管課
5	東谷山六丁目 42 番 13	宅地	444.32 m ²	23,330,000 円	谷山都市整備課
6	東谷山六丁目 42 番 12	宅地	459.13 m ²	27,920,000 円	
32	東谷山六丁目 25 番 28	宅地	238.35 m ²	18,120,000 円	
61	東谷山六丁目 33 番 14	宅地	311.33 m ²	25,500,000 円	
69	東谷山七丁目 5 番 22	宅地	205.50 m ²	10,490,000 円	
70	東谷山七丁目 5 番 1	宅地	278.42 m ²	20,470,000 円	
88	東谷山七丁目 14 番 3	宅地	222.41 m ²	11,990,000 円	
93	東谷山七丁目 11 番 3	宅地	309.85 m ²	17,330,000 円	
95	東谷山七丁目 11 番 2	宅地	123.23 m ²	4,710,000 円	
102	東谷山七丁目 20 番 4	宅地	403.72 m ²	22,170,000 円	
110	東谷山七丁目 31 番 1	宅地	436.18 m ²	26,790,000 円	
136	東谷山七丁目 28 番 1	宅地	174.97 m ²	7,390,000 円	
137	東谷山七丁目 28 番 2	宅地	394.61 m ²	7,190,000 円	
138	東谷山七丁目 28 番 3	宅地	286.53 m ²	20,350,000 円	
144	自由ヶ丘一丁目 4696 番 8	宅地	382.31 m ²	9,910,000 円	